○副議長（村上久仁君）　四十六番伊藤和博君。

〔四十六番　伊藤和博君登壇〕

○四十六番（伊藤和博君）　議長のお許しをいただきましたので、公明党県議団伊藤和博、大綱三点について順次通告に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、熊本地震をはじめ、日本列島各地で頻発した豪雨災害でお亡くなりになりました皆様に哀悼の誠を尽くし、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

大綱一点目、県の防災対策についてお伺いいたします。

昨年十一月議会の一般質問では、青森県八戸市で震度六強を観測した地震の直後に、七月のカムチャツカ地震で影響を受けた際の経験をもとに、みやぎ防災アプリの活用や酷暑の中での熱中症対策、二次避難対策、警察官の勤務環境の改善について質問させていただきました。

能登半島地震や熊本地震など続けざまに起きる大規模地震、更には、千葉豪雨をはじめ、物すごい頻度で起きる豪雨、台風二十五号では関東各地が浸水被害に見舞われました。この宮城県でも他人事では済まない状況にあると思います。

最大震度七を観測した熊本地震では、活断層のリスクを改めて突きつけられました。活動頻度が低くとも、都市直下で地震を引き起こせば甚大な被害をもたらします。政府の地震調査委員会によると、三十年以内の地震発生確率が〇・一から三％未満のＡランクの一つに、仙台市中心部を北東から南西方向に横切る最長四十キロの長町―利府活断層帯があります。想定される地震の規模はマグニチュード七・〇から七・五程度で、揺れは市内の広範囲で震度六弱から七に達し、東部では大半が六強になります。県は、冬の夕方に発生した場合の犠牲者を約千百人と試算しております。震源の真上などでは短時間で揺れが到達するため、緊急地震速報の伝達が間に合わない可能性もあります。更に被害を拡大させるのが、断層の上下や水平方向のずれです。熊本地震で生じたように、断層直上の建物や道路、水道管などを破壊します。長町―利府活断層帯も、動くと北西側の地盤が約二メートル隆起するとされています。熊本地震を教訓に考えますと、断層型の地震への備えも重要になってきます。夏場での熊本地震では、一か月以上続く酷暑の中、避難生活は困難を極めております。避難所における空調の問題は深刻です。車中泊を強いられる皆さんも数多くおり、自治体でも掌握できかねる状況だとマスコミ報道

でも取り上げられております。文部科学省の令和七年六月に閣議決定した第一次国土強靱化実施中期計画では、避難所等になる公立小中学校の体育館の空調設備の設置率については、令和十七年度までに一〇〇％にする目標を掲げていましたが、十三年度中に設置率を一〇〇％にすることを新たな目標にしました。宮城県では、岩沼市、柴田町及び色麻町が一〇〇％になっていますが、いまだゼロ％の市町があるなど、格差のある現状です。自主財源の乏しい自治体にとって、国からの補助があっても整備は容易ではないと考えますが、県としての空調設備の設置の目標変更に対する見解をお聞きします。

更に、少子化で学校の統廃合が進み、大規模な改修投資に踏み切りづらい事情もあると思います。今後、統廃合が進めば避難所自体の数も減っていくのかもお伺いいたします。

また、県としても、一校ある避難所指定校分の施設整備をどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、文部科学省では、工事の好事例の周知など加速化策を講じることなどにより、目標達成を目指すこととしております。今まで空調設備の実施が進まなかった原因をどのように考えているのか、県としての支援策を検討しているのかをお伺いいたします。

次に、避難所運営について伺います。

私自身、地元中学校の避難所運営委員長を仰せつかって五月からマニュアルの見直しを進め、八月に初めて避難所運営訓練を行いました。その体験から質問させていただきますと、感染症対策のマニュアルで避難所を運営すると、収容人数が三分の一に減少することが分かりました。私どもの避難所は東日本大震災で約三百人の方が避難されましたが、現在、感染症対策をすると百人分のスペースしか体育館にはできません。七月に大震災復興調査特別委員会の視察で能登半島を訪れた際には、コロナ禍の大変な状況をお聞きしましたが、発災時間次第では夜間などでは移動することもできません。避難所運営の指針の一つとして、県として感染症情報を発信することができないか、お伺いいたします。

六月議会の自由民主党・県民会議の高橋宗也議員の「災害時に命と暮らしを守るためには、デジタル活用に関して、市町村に対する継続的な支援や、当面、紙や対面の補完策を進めながら、アプリやマイナンバーカードを活用した迅速な支援体制を整えるこ

とこそ、現実的な防災対策の強化につながります。」との討論に共感をするものであります。

次に、宮城県災害時広域受援計画についてお伺いいたします。

東日本大震災では、発災直後は被災情報収集さえも困難を極める状況でありましたが、全国の自治体や防災ボランティア等、多方面からの人的・物的支援により未曽有の大災害を乗り切ることができました。しかしながら、本県では他の地方公共団体から支援を受けることは想定していたものの、数多くの応援の受入れを調整するための体制づくりが十分ではなかったため、状況に合わせて対応せざるを得ない状況でした。加えて、応援要請・応援ルートが複数にわたったことが、情報把握の困難さや情報の錯綜を招くこととなり、応援の受入れ調整が複雑化しました。更に、応援職員の受入れ窓口や様々な業務の配置方法及び業務の管理方法が明確になっておらず、当初は、秩序立った応援職員の受入れや調整ができない事例もありました。大規模災害発生時における広域応援については、東日本大震災の教訓等も踏まえ、平成二十四年五月に、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定が、平成二十六年十月に、大規模災害時等の北海道・東北八道県相互応援に関する協定が締結され、応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項が定められました。また、平成二十八年四月に発生した熊本地震においても、一部で応援の受入れに関する困難があったことを受け、内閣府は平成二十九年三月に、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインを策定しました。内閣府ガイドラインでは、受援体制を効果的に機能させるために、災害時に必要な人的資源及び物的資源の管理、ボランティアやＮＰＯ等各種団体との連携及び受援を担当する組織を設置する必要性を示すとともに、あらかじめ定めておく事項とされました。県ではこのような背景を踏まえ、発災後に自治体等の人的支援や支援物資を受け入れる体制や手続をまとめ、宮城県災害時広域受援計画を令和元年に策定いたしました。本計画は、内閣府ガイドラインに基づく内容であるとともに、東日本大震災の教訓を反映させたものとなっており、大規模災害発生時において、応援の申出に対する適切かつ迅速な受入れ調整に寄与し、貴重な人的・物的支援を最大限かつ効果的に生かすことで、被災から早期復旧につなげることを目的としています。また、計画の概要にも、内閣府ガイドライン、県の受援計画との整合性を図りながら市町村受援体制構築を支援するとしており

ます。県内の市町村での受援計画の策定状況については、全ての市町村が策定済みなのでしょうか、お聞きいたします。

市町村では、大規模災害が発災した段階で被害の全容が把握できない場合でも、県への早期相談・要請できる手順になっているか、お伺いいたします。

更に、受援計画を実効性のあるものにするために、計画策定後の訓練はどのように行われたかについてもお聞きいたします。

第七章のその他に掲げられた、ボランティアとの連携、海外からの支援の受入れ、費用負担についての整理はどのようにされたか、お伺いいたします。

防災訓練に適宜本計画の内容を取り入れ、訓練の検証等に応じて適宜見直し修正するとありますが、今までどのような時期に、どのような点が検証され、見直しされたのか、お伺いいたします。

今後、県では、能登半島地震や熊本地震を教訓にして、受援計画の見直しをする予定があるのか、あるとすればどのような点において行うのか、お伺いいたします。

受援計画では、着手時期が明示され、初動期では保健福祉部や土木部をはじめ、八項目にわたる受援対象項目が明示されております。応急期から復旧期の初期までの時期でも明示されており、更には、各省庁による定型化された支援も明示されております。そこで、大規模災害時に業務量が急増する業務を具体的に整理し、発災後二十四時間、七十二時間、一週間といった段階ごとに、必要となる職員数と自前で確保できる数を把握しているのか、お伺いいたします。

また、職員自身やその家族が被災し、予定どおり参集できない場合を考慮した人員計画になっているのかもお伺いいたします。

令和六年の能登半島地震では、応援の職員の執務やネットワーク環境が課題となったそうであります。国は、執務スペースや宿泊可能施設のリスト化などを受援計画に位置づけるように求めておりますが、この業務について、本部事務局の人員調整チームが行うのか、お聞きいたします。

更に、応援職員の宿泊場所について、平時から利用可能な施設のリスト化がされているのかも伺います。

更に、災害時にも実際に使用できるのか、定期的に確認作業もされているのかどう

か、伺います。

大綱一点目の最後に、昨年十一月議会で御提案した警察官の耐刃防護衣の内側に着用する空調ファンつきのベストについては、七年度中に約五百着を配分する予定でありました。導入した結果を検証して、今年度以降の導入を検討するということでしたが、検討結果がいかがなものか、お伺いいたします。

大綱二点目、スポーツ振興についてお伺いいたします。

九月議会の代表質問で村井知事は、県武道館について、基本設計の調査で、建物の構造上エレベーターが設置できないこと、空調設備を付けるのに多額の費用がかかることが判明し「建物全体の老朽化が進んでいることから、修繕を繰り返す必要が生じる根本的な課題は残らざるを得ない。競技団体の関係者と調整し、使いやすい施設にしていきたい」と述べ「県の武道の拠点として県民や競技団体に親しまれてきた敷地内に新たな武道館を建設する方向で検討を進めたい」と、現地での建て替えを表明しました。

令和七年九月議会の一般質問で、我が会派の横山のぼる議員は、宮城県武道館の改修工事及び建て替え整備を取り上げました。少々長くなりますが、公明党県議団の一貫した考えとして引用したいと思います。

横山議員は、「県武道館は昭和五十六年に建設され、延べ床面積五千四百四十七平米の五階建てで、柔道場三面、剣道場三面、弓道場を備えています。観客席は柔道場、剣道場ともにそれぞれ三百六十六席にとどまり、本年度は県中総体の柔道会場として使用されたものの、他県の武道館と比べ大きな差があると言わざるを得ません。例えば、我が会派で視察した秋田県立武道館は、大道場には柔道場、剣道場八面、観客席は最大約二千五百席、小道場や相撲場が整備され、全国大会や東北大会が多数開催されています。岩手県武道館においても、大道場には柔道場、剣道場六面、観客席は千席に加え、小道場や相撲場を有し、大規模大会にも十分対応できる施設となっています。このように、近年整備された他県の武道館と比較しても、我が県の武道館は延べ床面積、道場数、観客席のいずれにおいても見劣りし、県の中核的スポーツ施設としては明らかに機能不足の状況です。安全性、快適性、更に大会運営の効率性の観点からも早期の建て替えが求められる水準にあると言えます。今後、武道を志す人々にとって憧れの象徴となるような武道館の整備が必要と考えますが、知事の御所見をお伺いします。」と提案してお

ります。

我が会派としては、この考えに基づいて、一貫して建て替えについて賛成させていただきます。その上で、令和六年三月に示された、宮城県第二総合運動場等整備方針の中では、宮城県柔道連盟、剣道連盟、弓道連盟からの整備方針に関する意見書が添付されております。現状と課題、競技団体としての意見、施設整備等により、期待される効果、利用率向上に向けた取組などが記載されております。柔道場・剣道場共に大会開催には規模が小さく、観客席の増設、空調の整備、駐車場の増設が望まれております。新設に当たっては、各競技団体からは、丁寧に意見交換を行い、全部が全部、要望が取り入れないとは思いますが、今後武道を志す人々にとっての憧れの象徴であることが望まれると思います。どうか現武道館は四十数年間も使い続けられた施設であることから、新武道館も五十年間使用に耐え得るものにしてもらうことを要望するものですが、御所見を求めます。

翌日の地元新聞には、新たな武道館の建設に県内の武道関係者からの歓迎の声が掲載され、新しい施設への期待や要望がありました。まず、スポーツ振興における、柔道、剣道、弓道の武道の役割をどのように捉えられているのか、御見解をお伺いいたします。

武道においては、競技人口は地域によるばらつきがあり、それぞれの地域における支援にもばらつきがあるとされますが、県の支援の取組についてお示しください。

また、可能であれば現在地のグラウンドの部分に、一回り大きな武道館を建設していただきたいとの要望も明記されておりました。仙台二華高校のグラウンドのことだと考えられますが、代表質問の御答弁では、敷地の拡大は想定されていないことが示されましたが検討に値すると考えます。例えば、仙台一高の野球グラウンドなどは、七郷の東部道路の脇の農地のある場所に整備されております。もともと狭隘な二華高のグラウンド整備も課題の一つになっていないかを危惧するものであります。御所見を求めます。

もう一つは、駐車場の問題です。現在でも、駐車場が狭く、柔道・弓道との同時開催時には駐車できないとの声も上がっております。武道館周辺部は住宅地で、有料駐車場が数多くあるというわけではありません。武道では、特に剣道では、竹刀や防具など個人の持ち物も多いスポーツの一つだと思います。大会開催時の大型バスの駐車場も少ないと言われております。ふだん使いより大会等のイベントの場合はなおさらです。ま

た一つのエピソードとして宮沢橋の開通の場面です。日曜日の開通にもかかわらず混んでいたとの報がありました。翌日の月曜日は比較的流れていたとのことです。これは武道館で三つの競技大会が行われ、周辺の道路が混んでしまったことが原因と指摘する声があるということを含んでいると思います。

大綱三点目、県営住宅の諸課題についてお伺いいたします。

県では、県営住宅の集約に伴う移転支援の方針に基づき、令和五年度より老朽化が進む七団地の入居者を対象に、おおむね十年以内の用途廃止に向けて、より居住環境の整った県営住宅等への移転を進めています。令和八年に入っての移転の進捗状況をお伺いいたします。

その中で、私の地元でもあります黒松第二の県営住宅にお住まいの方にお話を聞く機会がありました。どうしても、移転希望先は人気のある県営住宅に集中します。そうした際の入居者選定については、どのような基準を設けているのか、お聞かせください。また、移転の際の保証人についてお伺いいたします。

また、移転が進む際に、どうしても高齢の方が残る傾向にあるやに伺っておりますが、そうした年齢まで掌握してあるかどうか、伺います。

そして、高齢の方が多くなった際には、どのような自治会の在り方が望ましいのか、御見解を伺います。

自治会費では、希望する県営住宅の団地について、入居者の皆様から、共益費のうち共用部分の電気・ガス・水道料金等を徴収し、電力会社等に支払う制度を始めました。七団地での希望する団地はどのような割合になるのか、伺います。

残された住民の皆さんの共益費の負担割合はどのようになるのか、伺います。

その他、自治会で行う草刈り、中低木の剪定に要する費用、排水管清掃費用、自治会費についても、県の支援割合はどのようになるのか、お示しください。

以上で壇上からの質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

〔知事　村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君）　伊藤和博議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、県の防災対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、避難所の感染症対策に関する県の情報発信についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、避難所での新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、令和二年六月に同感染症に対応した避難所運営ガイドラインを策定し、市町村が設置・運営する避難所の感染症対策の徹底を図ってまいりました。このガイドラインでは、避難所の過密を避けるため、住民が避難する前に準備・検討すべきこととして、災害時には、自宅が全壊した場合等を除き、安全を確保できる自宅か親戚、友人宅など避難所以外での避難を推奨しております。県といたしましては、感染症流行期の避難行動に関する情報について、宮城防災情報ポータルやみやぎ防災アプリなどの情報伝達ツールも活用しながら、適時適切に発信してまいりたいと考えております。

次に、大規模災害発生時の人員計画についての御質問にお答えいたします。

大規模災害発生時には、被害状況の把握、広域応援要請、被災者支援など、発災直後から膨大な業務が短期間に集中することから、県では業務継続計画、いわゆるＢＣＰを策定し、発災から十四日目までの各段階において実施すべき業務を非常時優先業務として選定しております。非常時優先業務に必要となる職員数については、災害規模、被害の程度、職員の参集状況などに応じて変動するため明確には設定しておりませんが、発災から三時間までの初動段階、十二時間、二十四時間、七十二時間までの応急段階、更に十四日目までの復旧段階に区分し、参集可能な職員数を把握しており、区分に応じた業務に迅速に対応できる体制を整えております。また、職員数の把握に当たっては、職員自身や家族の被災、交通途絶等により参集が困難となる職員が一定数いることを前提に算出しております。県といたしましては、大規模災害発生時に備え、より実効性のある体制づくりに努めてまいります。

次に、大綱二点目、スポーツ振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、武道館の新設についてのお尋ねにお答えいたします。

県武道館は施設が老朽化する中、近年、競技団体等から寄せられてきたエレベーターの設置やバリアフリー化を求める要望を重く受け止め、改善を図るべく今年度必要な予算を措置したところですが、このような大規模な改修を行っても、建物全体の老朽化

が進んでいることから、修繕を繰り返す必要が生じるため、立地による利便性、長年にわたり我が県の武道の拠点として県民の競技団体に親しまれ、定着している現武道館の現状を鑑み、利用者の皆様が今の武道館での利用を継続できるよう、同敷地内で新たな武道館を建設する方向で検討を進めることといたしました。具体的な機能や設備については、我が県の武道の振興はもとより、子供から高齢者まで多くの県民の皆様に長く愛され、利用していただける施設となるよう、剣道、柔道、弓道などの関係団体の皆様をはじめ、御意見を丁寧に伺ってまいります。

次に、武道の役割及び県の支援についての御質問にお答えいたします。

武道は我が国固有の文化であり、日々の経過を通じて礼節を重んじ、相手を尊重する心や自らを律する力、目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を養うなど、青少年の健全育成や人格形成に重要な役割を果たすものと認識しております。このため県では、柔道、剣道、弓道、空手など各種武道団体における選手強化や指導者育成に対する取組を支援しているほか、全国や国際大会での活躍が期待される選手に対し、遠征旅費、競技用具の購入費や大会参加費などへ支援を行っております。また、オリンピック女子柔道金メダリストの阿部詩選手をはじめ、女子空手銀メダリストの清水希容選手と子供たちとの交流など、武道を体験する機会を提供し、競技の普及から若年層の選手育成まで、様々な取組を進めているところであります。県といたしましては、競技人口や地域の実情は異なるものの、県民の皆様が武道や様々なスポーツを通じて、健康増進や心身の鍛錬などにも励むことができるよう、引き続き市町村や県スポーツ協会、各競技団体等と連携しながら継続して支援を行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　復興・危機管理部長諸星久美子君。

〔復興・危機管理部長　諸星久美子君登壇〕

○復興・危機管理部長（諸星久美子君）　大綱一点目、県の防災対策についての御質問のうち、市町村の受援計画の策定状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

大規模災害時に支援を円滑に受け入れるためには、市町村が平時から受援体制を整え、発災時の連絡調整や応援要請の手順を確認しておくことが重要と認識しております。内閣府及び消防庁が今年三月に公表した調査結果では、県内二十八市町村が受援計画を

策定しており、七市町が未策定となっております。また、発災時には、県が被災市町村に初動派遣職員を派遣し、被害状況や応援職員のニーズを把握するとともに、県への支援要請等の窓口となり連絡調整を行うこととしております。更に、みやぎ県民防災の日総合防災訓練では、人的・物的応援の要請や受入れの手順を確認しており、昨年度は初動派遣職員の派遣調整を確認し、今年度は県及び市町村の応援要請や受入れを想定した訓練を実施いたしました。県といたしましては、未策定の市町に必要な助言を行うとともに、訓練結果を県の受援計画へ反映させるなど、受援体制の実効性を確保してまいります。

次に、ボランティアとの連携などについての御質問にお答えいたします。

宮城県災害時広域受援計画では、ボランティアとの連携について、社会福祉協議会等が中心となって災害ボランティアセンターを設置し、関係団体と連携するほか、医療や看護、建物の危険度判定などの専門ボランティアについては、各部局が平素から応援を受ける業務を想定しながら、各関係組織からの申込みに対応し、円滑な受入れにつなげることとしております。また、海外からの支援の受入れについては、外務省を通じて国の緊急災害対策本部等が調整窓口となって、受入れの要否を判断する仕組みとされております。更に、費用負担については、原則として受援側が負担することになりますが、災害救助法など応援の根拠となる法令や協定等に基づき、それぞれの制度で定められた負担区分により対応することとしております。広域受援計画のこれらの項目は、東日本大震災の教訓や国が策定した、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン、宮城県地域防災計画等を踏まえ、支援を適切かつ迅速に受け入れるために整理し取りまとめたものでございます。

次に、宮城県災害時広域受援計画の検証と見直しについての御質問にお答えいたします。

令和元年東日本台風では、受援計画に基づき人員調整チームが被災市町への人的支援を調整しました。この対応では、必要な人員の確保や対口支援終了後を見据えた業務引継ぎの準備などに課題があったことから、令和二年十二月に人員調整チーム運営内規を制定し、人的支援ニーズの把握やマッチング、受入れ終了時の調整など運用手順を具体化しております。また、訓練の見直しについて、昨年度は、令和六年能登半島地震の

経験も踏まえ、災害対策本部や地方支部の運営、被災市町村への初動派遣職員の派遣調整など、応援を受ける際の手順の確認を行ったところです。県といたしましては、能登半島地震や令和八年熊本地震における応援・受援の状況、国の制度の動向などを踏まえ、計画や運用について必要な見直しを行ってまいります。

次に、応援職員の宿泊場所等についての御質問にお答えいたします。

大規模災害時に応援職員を円滑に受け入れるためには、執務環境や宿泊場所が確保され、応援職員が速やかに活動できることが重要と認識しております。県の災害時広域受援計画では、人員調整チームが人的支援全体の受入れ調整を担い、各関係機関から派遣される情報連絡員の執務スペースを確保することとしております。また、各部局や地方機関が受け入れる応援職員については、受入先が執務スペースを確保し執務環境を整備することを想定しております。応援職員の宿泊場所については、原則として派遣元が確保することとされており、宿泊施設のリスト化や定期的な確認は行っておりませんが、今年三月に旅行会社と協定を締結し、応援職員の宿泊施設や移動手段などを迅速に確保できる仕組みも整えたところでございます。県といたしましては、引き続き、大規模災害時における円滑な応援の受入れ体制の確保に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　土木部長齋藤和城君。

〔土木部長　齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君）　大綱三点目、県営住宅の諸課題についての御質問のうち、県営住宅の集約に伴う移転支援の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

令和五年度開始の六団地及び令和七年度開始の幸町住宅については、今年九月までに、対象となる四百八十五世帯のうち二百三十一世帯が移転・退去しており、このうち、今年度の移転・退去世帯は四十二世帯となっております。また、移転先としている一部の県営住宅においては、希望者が空き住戸数を上回っていることから、世帯構成のほか、年齢、要介護度、障害の有無、通学先など、配慮すべき事情を丁寧に把握した上で、あっせん住戸を決定しております。あわせて、連帯保証人の確保が難しい方については、探し続けることを条件に猶予措置を講じるなど、柔軟に対応しているところです。県といたしましては、引き続き、入居者の御希望や個別事情を丁寧に伺いながら、きめ細か

な移転支援に取り組んでまいります。

次に、県営住宅の集約移転における高齢入居者の状況把握及び自治会の在り方についての御質問にお答えいたします。

県営住宅の移転支援を進めるに当たっては、毎年度、アンケート調査及び個別面談を実施し、年齢のほか通院や子育ての状況など、個別の事情を含めた世帯構成の把握に努めており、高齢者世帯の占める割合が増えていることを確認しております。また、移転支援の進捗に伴い、自治会運営の担い手が減少する一方で、共用部分の管理や共益費の負担が増加しており、高齢者を含め入居者の方々が安心して暮らせる環境の維持確保が課題であると認識しております。県といたしましては、団地ごとに自治会の体制や運営の状況が異なることから、引き続き自治会と丁寧に意見交換を行い、円滑な自治会活動の継続に向け必要な支援を行ってまいります。

次に、県営住宅の集約化に伴う共益費等についての御質問にお答えいたします。

県が今年度から行っている県営住宅の共用部分の光熱水費の徴収代行については、移転支援を開始した七団地のうち、希望のあった二団地において実施しているところです。また、共用部分の光熱水費や敷地内の草刈り、中低木の剪定、排水管清掃等の共益費については、入居世帯の負担が原則ではありますが、県が退去世帯分の費用を負担していることから、現在、入居されている世帯の負担割合に変更はございません。県といたしましては、引き続き自治会の御意見を丁寧に伺いながら、移転が完了するまで安心して住み続けられるよう、県営住宅の適切な管理・運営に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　教育委員会教育長小野寺邦貢君。

〔教育委員会教育長　小野寺邦貢君登壇〕

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君）　大綱一点目、県の防災対策についての御質問のうち、避難所指定校への空調整備についてのお尋ねにお答えいたします。

避難所指定校への空調整備は、学校活動のみならず、災害発生時における避難者の熱中症予防や健康維持を図る観点から極めて重要であると認識しております。このたび、国においては、公立小中学校体育館等に対する設置目標の達成時期を、これまでの令和十七年度から令和十三年度に前倒しし、自治体に対して必要な支援を行うとの方針を示

したところであり、県教育委員会として、市町村教育委員会に対し整備を急ぐよう働きかけてまいりたいと考えております。公立小中学校が統廃合された場合の影響については、現状では、引き続き避難所として指定されているところがほとんどであり、今後も地域の実情を踏まえた適切な対応がなされていくものと考えております。県立の避難所指定校体育館等への空調整備については、国庫補助を活用して特別支援学校を優先に行っておりますが、今後、高校等についても順次整備を進める方針であり、併せて国に対し、高校の空調整備への国庫補助の創設を強く求めてまいります。

次に、学校体育館等の空調整備が遅れている原因と支援策についての御質問にお答えいたします。

避難所に指定されている小中学校体育館等への空調整備が遅れている原因としては、市町村において学校施設の老朽化対策を優先せざるを得ないなど、それぞれに事情を抱えていることが挙げられるほか、断熱性を確保することが国の補助要件とされており、大規模な工事により多額な費用を要することなどがネックになっているものと認識しております。県教育委員会では、これまで各市町村教育委員会に対し、国の交付金制度を周知して手続を支援し、効率的な施工方法に関する情報なども提供してきたほか、国に対しては、補助単価の引上げや補助要件の緩和などを繰り返し要望してきたところです。県教育委員会としましては、今後も補助単価の引上げや要件の緩和などを国に強く働きかけるとともに、遮熱塗装や断熱フィルムの活用など、少ない経費で高い断熱効果を実現した好事例を市町村に周知し、整備の加速化が図られるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

次に、大綱二点目、スポーツ振興についての御質問のうち、仙台二華高校のグラウンド整備についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台二華高校においては、校舎敷地内の第一グラウンドで体育の授業や部活動を行っているほか、一部の部活動は武道館に隣接する第二グラウンドを使用しております。敷地に制約はあるものの、活動の時間帯やエリアをうまく調整して効率的に利用されており、現時点で教育活動に支障は生じていないものと認識しております。県教育委員会としましては、今後とも教育活動に支障を来すことのないよう、日々の利用実態を確認しながら、生徒が安心して学業や諸活動に専念できる良好な教育環境の確保に努めてま

いります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　警察本部長杉本伸正君。

〔警察本部長　杉本伸正君登壇〕

○警察本部長（杉本伸正君）　大綱一点目、県の防災対策についての御質問のうち、警察官の空調ファンつきベスト導入についてのお尋ねにお答えいたします。

空調ファンつきベストについては、昨年度、地域警察官等現場で活動する警察官を中心に約五百着配分し、今年の夏から着用しております。また、今年度は更に要望のあった警察官約二百人への配分を予定しております。今夏は酷暑の日が比較的少なかったので分析には限界もありますが、実際に着用した職員からは総じて、涼しくてよいといった肯定的な意見が寄せられました。一方で、重い、ファンの音がうるさいなど否定的な意見もあったことから、今後、更に酷暑の日が増えることも見据え、機動性などの課題を克服できるよう検討しながら整備を進めてまいります。このほか、通気性・速乾性のあるポロシャツ型の夏制服を試行実施するなど、引き続き警察官の暑熱対策を含めた職場環境の改善に万全を期してまいります。

以上でございます。

○副議長（村上久仁君）　四十六番伊藤和博君。

○四十六番（伊藤和博君）　丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず初めに、避難所の件で伺いますが、今、仙台市でも台原中学校を空調の入った体育館のモデルケースとして使っております。そこにおいては、対外試合の申込みが殺到しているようだとか、他市町村の視察が物すごく入っているとか、伺っております。体育館に空調が入ることで、例えば体育における教育効果が劇的に変わってくるのではないかという期待もありますけれども、教育長の御見解を求めたいと思います。

○副議長（村上久仁君）　教育委員会教育長小野寺邦貢君。

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君）　劇的という言葉が適切かどうかは、はっきり申し上げられませんけれども、少なくとも室温が安全に運動する環境を大きく逸脱する。これが最近、東北地域においても発生する事態が現実に生じておりますので、そういった事態を回避する有効な手段としては、今後ますます必要になっていくと認識しており

ます。

○副議長（村上久仁君）　四十六番伊藤和博君。

○四十六番（伊藤和博君）　今、御答弁がありましたけれども、昔、私たちの頃は、夏休み水泳しにプールに通うだとか、体を動かせる環境が数多くあったかに思います。そういった意味では、体育館の空調、非常に大事なことだと思いますので、ぜひ強力に進めていただければと思います。また、これほど暑い日が続いた熊本の事例等を見ても、本当に皆さんが大変な中で避難所生活が行われ、少し落ち着いた段階で、段ボールベッドだとか仕切り等が入って、体育館のほうが涼しいと言って、車中泊を取りやめた皆さんもいらっしゃるやに聞いていますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、スポーツ振興について伺いたいと思います。

知事は武道の役割について、様々、固有の文化だとか、青少年の健全育成だとか、後から聞いた話ですが、知事は県の武道連盟の名誉会長をされているということで、大変造詣が深いと思いますけれども、五十年間使う建物として、もう少し夢のある、本当に子供たちがあそこの武道館で行われるスポーツ大会に出るから、町道場で頑張れるのだというような思いがあると思います。審議会がつくられて今回の改装計画を練られましたけれども、今後、新築に向かって、競技団体だとかスポーツ協会の御意見を聞くという御答弁がございましたが、具体的に、例えば審議会みたいな会議体、各団体が入って意見を述べられる場の創設などは考えていらっしゃるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　今の段階では、まだそこまで考えは至っておりません。まずは、今年度、改修の予算が組まれておりましたけれども、それは一旦止めましょうと。そして新築に向けて、どのようにすればいいのかということを考えようということで、今、指示を出している段階であります。今回の議会で初めて表明いたしましたので、これからということでございます。

○副議長（村上久仁君）　四十六番伊藤和博君。

○四十六番（伊藤和博君）　これから具体的なスケジュール等が決まっていくのかと思いますので、前段階でしっかりと競技団体の皆さんの御意見を聞かれる場をつくってい

ただきたいと思いますし、また、新たな建築計画については、大体いつ頃の工事着手等を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　これについても、できるだけ早く、基本設計に入れるようにしてまいりたいと思っております。先ほど、秋田・岩手の例のお話がありましたけれども、今は、本当に建築コストが非常に高いということと、あの場所は非常にスペースが限られているということもあります。私は、秋田の武道場を見に行きまして、本当に立派で大変驚きました。ただ当時と違って、今ああいうものを造ろうとすると、恐らく二、三百億円はかかると思いますので、今の財政状況から考えますと、全て希望どおりのフルセット型というのはなかなか難しいということも御理解いただきたいと思います。今の武道場よりはかなりよくなると思いますので、ベストではないけれどもベターを目指して、まず、関係者の皆様によく意見を聞いてまいりたいと思っております。

○副議長（村上久仁君）　四十六番伊藤和博君。

○四十六番（伊藤和博君）　先ほど教育長の御答弁の中でも、仙台二華高の敷地の問題がありました。私も隣の連坊小路小学校出身ですから、校庭の狭さをはた目で見ていて、そして中高一貫校になった際に、もっともっとそういった設備が必要なのだろうという思いで、仙台一高は東西線の終点からちょっと離れていますけれど、農地を確保してグラウンド整備をされて、野球も強くなって決勝進出までされたということがありますので、そういった面も柔軟に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（村上久仁君）　教育委員会教育長小野寺邦貢君。

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君）　現状において、学校の敷地の中を第一グラウンドとして使っているのですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、そこだけでは足りずに、武道館の隣を第二グラウンドとして使っているところであります。学校に聞きますと、現状において第一グラウンドと第二グラウンドを二つ使えば、教育活動に特に支障はないということでございます。また、学校のすぐ近くにもっといいところがあるのかというと、なかなかそうでもないみたいなので、今のところ現状のまま、利用をしっかり行っていきたいと考えております。

○副議長（村上久仁君）　四十六番伊藤和博君。

○四十六番（伊藤和博君）　駐車場の件でございます。宮沢橋が開通した初日に三競技がバッティングして混乱したということもございましたので、駐車場の件も広い場所が欲しいので、できればグラウンドの確保をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○副議長（村上久仁君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　駐車場も含めてよく考えてまいりたいと思います。